

電力事業改革と経済民主主義 —住民運動の発掘を中心に—

Reform of Power Companies and Democracy :
A View from a Grassroots Movement

河 野 直 践

1. 研究の意義と方法

(1) 本論文のねらい

近年、日本では電力事業の改革論議が高まり、段階的な規制緩和が具体化に入っていく。かかるなかでの本稿のねらいは、電力事業改革の一環として、当該事業体への民主的コントロールの向上が必要なことを論じる点にある。筆者も、従来のような電力独占からの転換を求める自由化論議には、一定の意味があると考えている。しかし、公益事業の典型とされる電力事業の改革においては、民主的コントロールの向上を意識した検討がなされるべきだし、それにふさわしい事業主体の形態についての議論も必要だということを、本論では住民運動の発掘などをとおして主張したいと思う。

ところで、農業経済論を専攻する筆者が、それとは一見無関係のようにみえる電力の問題に、なぜ論及するのかを述べておこう。

第一の理由は、筆者が農業経済論のなかでも、農協や生協などの協同組合の分析を専門としてきたことに由来する。協同組合の本質や機能については諸説あるが、そのなかでも近年とくに有力な見方に、経済民主主義の立場で協同組合を積極的に評価する議論がある。それは、協同組合が株式会社よりも民主的な運営原理を採用していることや、構成員の生活ニーズの直接的な実現を事業としていることに着目したものであり、協同組合研究者の枠を越えて、より

人間性を尊重した新しい経済体制をめざそうとする多様な論者の間で広がりを見せて いる¹⁾。

公益事業の代表とされる電力事業は、庶民生活に必要不可欠な性格をもち、それゆえに国家の統制を受けつつも、独占的地位を与えられてきた²⁾。そして、この裏返しとして電力会社は、独占的地位への安住による消費者利益の侵害を極力防止する責務を負っているし、人々からは公益事業の担い手にふさわしい、民意を汲んだ事業の遂行を期待される立場にある。だが、果たして電力会社は、かかる実態を有しているであろうか。

電力会社は、発送電施設の建設をめぐって各地で住民とトラブルを起こしているし、原発立地などをめぐる秘密主義で強引な電力会社のやり方も、かねてから強く批判されてきた³⁾。それに、今では「脱原発」を望む声が世論では多数になっているのに⁴⁾、日本のほとんどの電力会社は原発を推進し、運転を続けるなど世論との乖離も生じている（それでも電力会社は、電力の安定供給をしてきたと弁明するかもしれないが、電力会社の一連のトラブル隠しの判明によって起きた原発の相次ぐ停止のなかで、過度の原発依存が電力の供給不安を逆にもたらしているのが最近の情勢である。原発偏重下ではかかる事態が発生する危険があることは以前から指摘してきたのであり、真

に民意に沿った電力会社の経営がなされたならば、供給不安のリスクを回避するためにも、過度の原発依存は生じなかつたはずである)。

問題は、なぜこうなってしまったのか、どうすれば民主的なコントロールの及ぶ事業体に電力会社を変革できるのか、という点にある。これについては、筆者はさきに電力会社における株主運動の実態をとりあげて、それと協同組合の仕組みを対比することをおして、電力会社が株式会社という形態をとるかぎりにおいては、民意が反映されにくい構造をもつことを批判した総緯がある⁵⁾。その点では、本論には、協同組合論の立場からの筆者のさきの提起を深めるねらいがある。

第二は、農業経済論的視点の今日的応用をはかりたいという、筆者の問題意識に由来している。周知のように、茨城県は日本における原子力の発祥地であり、原発や再処理施設などが存在している。ところが、本県では1999年にJCOが日本初の臨界事故を起こして地域経済が大混乱に陥り、とくに農業は大きな影響を受けた。それを契機に、筆者は原子力が地域社会に与える影響について、主として農業の側から研究したり社会的に発言するようになった⁶⁾。

環境と経済の調和という課題が近年重要なになってきているなかで、環境経済学などの新しい学問分野が発展しつつあり、原子力やエネルギー等の問題もそこで議論されることが期待されているが、農業経済学もその隣接分野として発言を求められる位置にある。なぜなら、農業経済学は経済学のなかでもとくに自然を相手にした産業である農業を扱ってきた点に特色があり、別の観点でみれば、自然環境というファクターを重視した学問である農学の一分野に位置し、経済学との境界領域をなすともいえるからである。

そのためもあって、農業経済学ではフィールド研究が重視されてきたのも特色である。農業経営や農村社会の実態調査、農民運動や協同組合運動の分析が農業経済学で重要な位置を占めているのはその現れだが、環境問題をめぐる市民・住民運動の分析もまた、延長線上で試みられてよい。それは、農業経済学が有している特質を、より広い枠組みの中で現代に生かすことにつながるであろう。

(2) 本論文の構成

さて、本論文はかなり性格の異なる二つの部分から構成されている。すなわち前段は、東京電力が計画した変電所の建設をめぐって、1980年前後に展開された住民運動の記録である。これは、舞台となつた港区では話題となってマスメディアにも取り上げられたが、全国的にみればささやかな事例にすぎない。だが、筆者自身がこの問題に当時深く関わっていたために実情を熟知しているし、さして珍しくもない事例であるがゆえに、逆に普遍的な意味を持つと筆者は考えた。この事例をとおして、筆者は公益企業の代表といわれる電力会社の実態が、民主的なコントロールから乖離していく、環境的な視点からも大きな問題をもつていることを浮き彫りにしたい。

こうした古い事例を取り上げることについては、その意義をいぶかる向きもある。だが、筆者は後述するように、当該変電所の問題に直面した地域の住民たちが20年前に、今日の情勢を先取りする形で環境問題を強く意識していたことを重視する。かかる立場で住民たちがすでに当時、電力会社の対応を厳しく問うていたという事実を、現代人はしっかりと押さえておく必要がある。

この事例を取り上げる第二の理由は、20年の歳月を経て、運動の当事者の多くが高

齢化したり他界するなかで、それを記録にとどめておくことに価値があると考えたからである。筆者はさきに同様の問題意識から、1980年代後半に三重県で展開された「SAVE芦浜基金」活動を発掘した経緯があり⁷⁾、その点では本論の前半部分はそれに続く試みである⁸⁾。また、この運動では後述のように、幕末に水戸浪士が討入り事件を起こした東禅寺の環境保全が一つの柱だったので、茨城県民としても関心事たりうると筆者は考えた。

これに対して本論の後段では、電力事業の改革論の検討や、電力をテーマとした市民事業の紹介に重点を置く。前段との論調の違いに戸惑う読者もあるかもしれないが、後段ではまず、電力事業の規制緩和をめぐる議論や動向などを概観する。それをつうじて、昨今の電力改革の論議や政策動向には、経済民主主義の視点が希薄なことを問題点として抽出するとともに、電力事業に市民参加の道筋を導入することの意義や、参考となる事例をあげてみたい。

その性格上、後段は文献整理による概論的な記述とならざるをえないが、協同組合形態の採用等によって市民参加をはかりつつ、自然エネルギーの活用に取り組んでいる事例なども紹介する。そのうえで、末尾では本論文全体の簡単なまとめに及ぶこととしたい。

2. ある住民運動の発掘——すでに20年前に問われていたこと

(1) 高輪地下変電所問題と反対運動の展開

以下に紹介するのは、東京電力が東京都港区に計画した大規模な地下変電所（高輪変電所）の建設に対して生じた、近隣住民の反対運動である。運動は70年代後半から80年代初頭にかけて激しく展開され、いったんは東電の得ていた建築確認を失効させ、港区議会で建設反対の請願を採択させるな

ど、住民側に有利に展開した。しかし、東電は長期にわたる強引な立地工作によって建築許可を取得して、6年に及ぶ反対運動を敗北させた。経過は図表1のとおりであり、変電所はすでに操業している。

これは、東電が老朽化していた高野山東京別院の地下に変電所を建設したうえで、地上に同院が本堂を改築するという計画であった。当該変電所は、火発・原発等の超高压（275kV）の電力を直接受けて、地域の配電用変電所に届ける親変電所で、幅82.3m、奥行き45.5m、深さ40.1mという巨大な地下構造物である。工期は58カ月に及び、2本の地中線工事（桜田通り側1本・外径約4.4m×亘長250m。第一京浜国道側1本・同約3.6m×400m）も予定された⁹⁾。立地活動は当初、地元の町会を土台にした「対策委員会」への説明を通じて順調に進行し、大きな反対もないまま、75年6月に東電は建築確認を取得した。

だが、問題はその後に生じた。高野山に隣接する東禅寺の住職が同寺院の池や樹林への悪影響を心配し始めたのに続いて、各種の建設災害や環境破壊に対する不安が、近隣住民の間にも広がりだしたのである。かかる奇妙な経緯の背景には、一つのからくりがあった。対策委員会の委員選出が町会の有力者だけの間でなされたうえ、計画の背後には東電と関係の深い地元の民社党的区議会議員がいて、しかもその後援会長をつとめる人物が、対策委員会の会長に就任していたのである。それをいいことに、東電は対策委員会の席上で巨大な地下工事によって発生する問題についてはまったく触れず¹⁰⁾、結果としてさしたる反対の声も出なかったのを根拠として、「反対者なし」の書類を添付することで、きわめて短期間のうちに建築確認を取得したのであった¹¹⁾。

ところで、計画地は平坦ではなく、地下変電所が西側の台地上に計画される一方で、

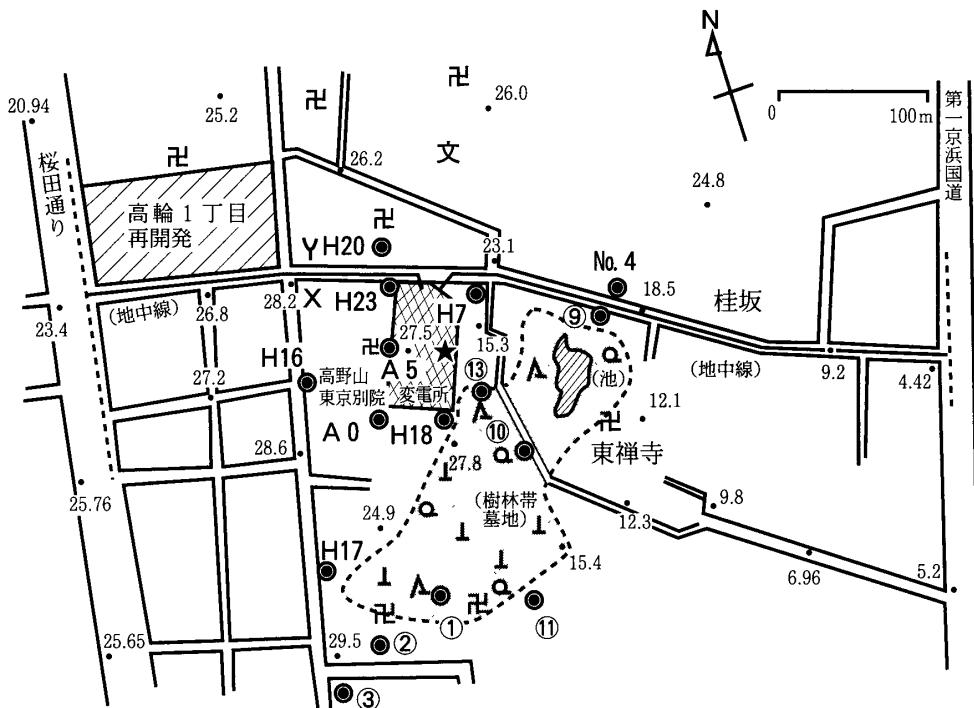
図表1 東電高輪地下変電所問題の経過

東電サイドの対応と周辺情勢	反対運動サイドの対応
1973年末 復興計画のあった高野山東京別院に、東電の地下変電所計画が持ち込まれる	
1974.12.12 計画について地元2町会（高輪親睦会・下高輪共和会）に説明	
1974.12.19 両町会で「対策委員会」を発足	
1974.12.23 高野山と東電が契約締結(75. 7 着工予定。しかし直後にオイルショックで2年延期)	
1975. 1. 17 対策委員会に計画の説明	
1975. 2. 12 東電が対策委員会に建築確認申請を希望	
1975. 4. 15 対策委員会役員会が、「同会の了解がない限り着工しない」との東電の念書と引換えに、建築確認申請を了解	
1975. 6. 27 建築確認が下りる（申請にあたり東電は「反対者なし」との書類を添付）	
1976. 東電が契約金18億3500万円の全額を、高野山に支払う	
1976. 4. 10 増員体制下での対策委員会開催	1976. 2. 13 東禅寺住職が都に計画中止の行政措置を求める（それに対し、都は水脈調査の実施と結果が出るまでの着工延期を指導）
1976. 4. 23 対策委員会が東電の水脈調査実施を了解（6～9月水脈調査。東禅寺は協力拒否）	1976. 2. 26 不安をもった下流側住民の下高輪共和会に、東電が独自説明
1976.10～12 調査結果の報告（遠藤鑑定）を含む数回の対策委員会（遠藤鑑定は影響は少ないといつても、東禅寺泉水の4分の1程度の減水と下流側直近部の地下水枯渇を示唆）	1976. 3. 1 下高輪共和会が対策委員会に委員の追加を要請
1977. 8. 10 対策委員会（幹部が委員以外の住民の傍聴を拒否しようとしたため、騒然となり混乱）	
1977.11. 1 建築基準法改正で建築確認が失効。当地では本変電所は原則建設不可となった（但し①公聴会、②建築審査会の同意、③公益上必要との知事判断を経れば但書により可）	1977. 6. 4 「東電高輪地下変電所に反対する会」（250世帯）結成。8日、署名運動に着手
1977.11. 5～10 予定地で杭打ち、立木伐採などが行われかかる（住民の抗議により中止）	1977. 6. 13 同会が港区議会と区長に建設反対の請願・陳情（933名）を提出。
1977.11.21 対策委員会説明会（東電が反対する会の説明要求を無視して対策委員会のみに説明を企図したために紛糾）。	1977. 7. 30 同会主催の東電説明会を開催（説明途中で質問に答えられなくなったため、同会が①説明会の継続、②対策委員会との不差別、③住民同意がない限り着工しない、④個別交渉しない旨の念書を東電に要求。東電は①を了承、②以下は以後の回答を約束）
1977.11.26 東京都司会の説明会が高輪台小学校体育館で開催（130名参加。紛糾・収拾不能のため説明未了に終わる）	1977. 9. 8 同会が東京都議会と知事に建設反対の請願と陳情（1114名）を提出
1978. 3. 東電が計画地近傍に連絡事務所を設置（反対する会が抗議）	1977.11.21 同会が「新法の趣意に則り建設を許可しない」旨求める請願（1400名）を港区議会に提出。12月9日、都議会と知事にも提出
	1978. 2. 同会、高野山本山に要請書を提出
	1978. 3. 13 港区議会建設常任委員会が同会の請願2件を満場一致で採択（27日に本会議採択）
	1978. 5～6 崖下住民、母親、開業医という、三つの立場からの建設反対請願・陳情（各730名, 440名, 423名）が都議会と知事に出される

1979. 4.23	美濃部都政から鈴木都政に移行	1979. 2.24	同会と東電の交渉（東電の説明継続申入れに対して、同会は先の念書を要求）。東電が念書を拒否したため以後膠着状態に
1979.12.	水資源開発研究会「高輪(変)新設工事に伴う環境影響評価（地下水）報告書」（山本鑑定。影響はほとんどないと予測）	1979. 9.22	交渉・説明会を再開（年内に数回の交渉を経て「貴会の理解を得たと判断されない限り行政手続きをしない」等の念書提出の方向で収集され、以後月にほぼ1回の割合で2年余にわたり東電と施工業者・間組が説明）
1980. 3～4.	「美濃部アセス」直接請求署名運動（36万人で成立。だが都議会が否決し、81年10月に「鈴木アセス」条例が施行）。	1980.	主として電力需要予測・電力供給のあり方・当該施設の必要性・用地選定の方法等についての同会への説明会
1980. 5.	高野山が仮本堂の建設を開始（施工は間組）	1981.	主として環境への影響、工事の方法、地質問題等についての同会への説明会
1980. 7.23	千代田区・九段地下変電所周辺の住民10余名が、東電等を被告に損害賠償請求（地盤沈下での建物被害等）を東京地裁に提訴	1981. 5.17	同会が和光大学・生越忠教授（当時）に被害予測などの鑑定を依頼
1981.	東電が都の許可を得る方向で、本格的に動き出す。賛成派に対する同意書集めと迷惑料の支払い、反対派への戸別訪問と切崩しによって、反対住民の一部が脱落	1981. 6.	同会が東電の許可申請強行の動きを察知。2週間にわたり会員が常時数名交替で区役所に張りこむ
1981. 6.中旬	東電が反対派の張りこみを避け、郵送で建築許可を港区を通じて都に申請	1981. 6.20	生越鑑定が出る（地下水枯渇や水質変化による泉水・井戸・動植物への影響、地盤沈下による崖や家屋損傷の危険、震災時の危険増などを指摘）
1981.11.19	建築が本来不適法な2種住専で例外規定の適用を受けるために、東京都の公聴会が開催される	1981.10.	東禅寺が都教育委員会に文化財保護の訴えを行う
1982. 4.20	東京都都市計画環境保全委員会で、都建築指導部長が住民の85%は賛成と答弁	1981.11.19	同会の依頼により、左記公聴会に会員多数のほか代理人として生越教授、九段変電所の原告住民も建設反対を意見陳述
1982. 4.27	東京都の建築審査会が開催（反対派住民の集結と右記上申書提出にもかかわらず、その場で建設に同意）	1982. 4.27	同会、左記審査会に慎重審議の上申書提出（下流側を切捨てた85%賛成説の欺瞞、脅迫的手段による賛成の意思表示の無効、生越鑑定の存在と都独自の調査の欠如等）
1982. 6.	東京都から建築許可がおりる	1982. 6.	建築許可が出たことにより反対運動を転換し、着工を前提にした説明会と交渉に移行。工事協の締結（11月）と、賛成派と同額の迷惑料受取りに至る
1982. 7.	間組が変電所着工	1982.末～	騒音振動被害、家屋の亀裂、井戸や泉水の汚染等が次第に生じたため、同会がその都度改善を申入れて、一定の措置がなされた（ただし、東禅寺で生じた池の汚染・湧水減少・水生生物枯死・下草枯死は回復せず）
84年頃～	東禅寺周辺で別件のマンション建設も始まり、複数の工事が同時進行（マンションには訴訟も起こされたが、2年ほどで完成）	1989.	工事完了に伴い、反対する会を解散
1989. 1.	変電所工事完了・操業開始	1990頃～	反対運動幹部の転出や死去、住民の世代交代が一気に生じる。加えて、再開発等による地域社会の急激な変化のなかで、当該問題が顕著に風化
90年代以降	周辺でマンション等がさらに増加する		
2002. 9.	長谷工の超高層ビル（高輪1丁目再開発）着工		

資料：当時の「高野山高輪変電所対策委員会」配布資料、「東電高輪地下変電所建設に反対する会」の資料と録音テープ、早川和広「“宙に浮いた”地下変電所の怪」『宝石』1979年3月号、当時の新聞報道と、反対運動の一員でもあった筆者や家族の記憶などを総合して、筆者がまとめた。

図表2 高輪変電所周辺の状況



資料：ゼンリン市街地図を参考に筆者が作成した。

注：図中の・は標高(m)。●は地質調査地点(★も同様と思われる。番号は附図1に対応)。

東側は急な崖地となっていて俗称「崖下」の住宅密集地が存在するとともに、東禅寺の池泉と樹林が形成されるという、特異な地形からなっていた(図表2)。東禅寺は幕末に日本初のイギリス公使館とされてオールコックが滞在したところであり、水戸浪士の襲撃事件を受けた歴史をもつ(東禅寺事件、1861年)。そして、幕末時の霧囲気を伝える豊かな池泉や樹林を残し、都心には稀な生物の生息環境も有する名刹であったから¹²⁾、重大さに気づいた東禅寺の住職は、東京都に計画中止の行政措置を求めた。これに対し、都では副知事が水脈調査の実施と結果が出るまでの着工延期を東電に指導したところ、影響は軽微とはするものの、湧水の4分の1程度の減少と、変電所下流(東)側直近部の地下水枯渇の懼れに含みをもたせた鑑定結果が出た(いわゆる「遠藤鑑定」)¹³⁾。そして、下流側の住民を中心に戸田川河川改修工事への不安が生じて、

騒ぎとなつたのである。

当初は、下流側の町会である下高輪共和会が、独自に説明会を要求したり対策委員会に委員の増員をはかるなどしていた。だが、対策委員会にまかせてはおけないという意識が崖下を含む下流側住民の間に高まって、77年6月に「東電地下変電所建設に反対する会」(250世帯)が結成された。反対する会は、1週間ほどの間に1,000名近くに及ぶ署名を集めて、建設反対の請願書と陳情書を港区議会と区長に提出した。その内容は、ことさら住宅地の真中に巨大施設を作ることの不当性を訴えるとともに、環境には一見よさそうにみえる地下工事にこそ、多くの問題があることを指摘したものであった。また、この請願では、巨大建造物の設置や工事に伴う周辺の地盤沈下、下流側にある脆弱な崖の崩壊、工事による振動と騒音、ダンプカーの往来による危険等に加えて、東禅寺の池や樹林に代表される、

都心では貴重な自然環境が破壊されることへの危惧が強調されていた点に特徴があった（なお、電磁波の危険性については、まだ知られていなかった。今日ならばこれも反対理由とされたであろう）。

同会は東電に対しても独自の交渉を開始し、東電が対策委員会に提出していた「会の了解がないかぎり着工しない」旨の念書と同様のものを同会にも提出すること、両者を差別しないことや説明会を継続すること、窓口は反対する会に一本化して個別交渉はしないことなどを迫った。しかし、それへの返答も含めて東電が同会の要求に積極的にこたえないまま時間が経過し、一方の対策委員会では規約すら定かでないにもかかわらず、幹部が職権で傍聴を求める住民を閉め出して審議を強行しようとしたために、騒然となるなどの混乱が生じた。そういうするうち、建築基準法の改正によって、1977年11月1日をもって東電の建築確認が失効する事態となった。そして、同改正法の第48条第2項に定めるとおり、第二種住居専用地域である当該予定地には、床面積1,500m²を超える建築物に該当する本変電所は、建築できなくなった。

ところが、条文には「特定行政庁が中高層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない」との但書き（これによる場合には、公開の聴聞の開催と建築審査会の同意が要件となる。同条第9項）があり、東電が断念しなかったために一触即発の事態が生じた。第一は、予定地で杭打ちや立木伐採などの既成事実づくりが始まったため、住民が押しかけて実力阻止したことである。第二は、反対する会の説明要求を無視する一方で、東電が対策委員会のみに説明しようとしたため、住民の不満が爆発して対策委員会も紛糾するに至ったことである。第

三は、かかるなかで東京都の司会による説明会が高輪台小学校の体育館で開催されたところ、東電はもとより東京都にも非難が集中して收拾不能となり、説明未了に終ったことである。

いっぽう、反対する会では港区議会での請願の採択をめざして活動に力をいれたが、ついに78年3月にその採択をみた。反対する会は、前述のように結成直後の77年6月に当該変電所に対する建設反対の請願書を提出し、さらに建築基準法の改正をふまえて同年11月にも「新法の趣意に則り建設を許可しない」旨の請願を提出していたが、両者が区議会で同時に採択されたのである。

当時の港区議会では、自民党などの保守系が多数を占めていたので、反対する会は請願が可決されるかどうかの見通しを有していないかった。しかし、提出にあたっては保守系を含む各会派から紹介議員を得ることができたうえに、審議を付託された建設常任委員会では自民党の委員長が理解を示したこともあるて満場一致で採択され、本会議でも超党派で採択される結果となつたのである。それは、反対する会の運動が「NIMBY」的な次元をこえて、港区で広い認知を受けていたことを物語る。請願を採択した当時の永井好雄建設常任委員長は、マスコミの取材に対して、「請願はたくさん受けるが、住民があまり熱心なので何かあると思った。あの辺りは国有地もあるし、土地がたくさんあるのだから、東電はさっさと金を返してもらって、別の場所を探してやるべきだ」と答えたという¹⁴⁾。

(2) 説明会の争点と変電所の建設強行

反対する会は都議会への請願等も実施し、並行して崖下住民、母親、地元の開業医といった各立場からの請願や陳情も都に向けて行われた（ただし、いずれも採択には至

らなかった)。いっぽう、東電は住民の反対を押し切って78年3月に現地事務所を設置するとともに、79年頃からは姿勢を突然転じて、反対する会に積極的に説明したいと申し出るようになった。同年4月の東京都知事選挙で、革新系の美濃部都政が保守系の鈴木都政に転換したこともあってか、反対する会との交渉実績を積み重ねることで、東京都の許可を得るという戦術に転じたようであった(一方で、東電が従来重視していた対策委員会は開催すらされなくなつた)。

両者間の交渉は、反対する会が求めていた念書の提出をめぐってかなりの期間もめ続けた。しかし、80年初頃には一定の収拾がはかられたことにより、実質的な説明と質疑に入った。説明会は月にほぼ1回の頻度で開催され、まずは東電のパンフレットの流れに沿って、電力需要の見通しと変電所の必要性が議論された。これに対して住民からは、①需要予測が過大だ、②港区の電力は不足するというが、他方では港区から近隣に供給している実態もある、③需要の大半は住民生活のためではなく事業用であり、将来の増大もそれが大きいのではないか、④原発や核融合・太陽等の新エネルギーには多くの困難があって化石燃料の代替とはなりにくいので¹⁵⁾、今後は需要抑制的な消費者誘導に尽力するのが公益事業者の責務だ、等の疑問や批判が出された。その結果、東電は需要の増大をやたらに強調したり、電力需要に占める生活関連の割合を誇張した表現の撤回のやむなきに至り、パンフレットから削除する旨、反対する会と確認書を結ぶなどした¹⁶⁾。

続いて、当地が選定された理由の説明に入ったが、東電は他の変電所やケーブルの地理的関係からみて、ここが最適だというばかりだったので、住民からは、用地選定にあたっては環境も重視すべきだとか、

近隣にはすでに大きな再開発の計画もあるのだから、わざわざ住宅地を選ばずとも他に適地があるはずだ、等の批判が集中した。

説明会はここまででほぼ1年を要したが、環境影響の問題に入ると論争がさらに激化した。すなわち、東電は工事後も地下水は変電所を迂回して下流側にまわるので影響はないと言ったが、住民は、近隣のマンション工事でも各種の被害が生じたことや、経験的な「水みち」の存在からみた地質の不均質性などをあげて、納得しなかった。さらに住民は、千代田区に建設中の九段地下変電所では地下水の大量汲上げが行われて周囲に地盤沈下や家屋損傷が起き、損害賠償請求の裁判が起きていることを知った¹⁷⁾。現地も視察するや、東電の話は到底信じがたいとの確信が深まって対立はいよいよ激化し、専門知識やデータを蓄積しながら追及する住民に、東電が答えられない事態となった。

ところが、ここで東電が選んだ道は、会との約束も各戸に貼られた「戸別訪問お断り」のステッカーも無視して、建築許可の行政手続きにかかるのを一方的に通告するとともに、個別交渉での切り崩し(同意書への捺印との引換えによる「迷惑料」の配布)や、立木伐採等の既成事実づくり等の強行策に出るというものであった。反対する会では、2週間にわたって常時数名の会員を交替で区役所に張り込ませて、申請の阻止に全力をあげた。しかし、東電は郵送によって申請書を提出したために、いやとうなく事態が動き出すこととなったのである。

ところで、東電側の主張の根拠の一つに、同社の依頼によって79年に作成された環境影響評価報告書があった。これは、立正大学の山本荘毅教授(当時)を中心に、主としてシミュレーションの手法で行われたもので(いわゆる「山本鑑定」)、「地下水位

の上昇は、建物に最も近い上流側で80cm程度であり、低下は同じく建物に最も近い下流側で80cm程度である」「池への湧水量は全体的に建物の存在にかかわらずほとんど一定で……建物から約80m離れた池への影響は、量的にもほとんどない」としたものであった¹⁸⁾。

だが、それは地層を均質に見たてて計算するという現実離れしたものであったうえに、環境庁が行った「第2回緑の国勢調査」中の「日本の重要な植物群落」（東京都の特定植物群落調査である96件中の1件。内訳では「原生林もしくはそれに近い自然林」54件中の1件）にも採用された東禅寺のアカガシ・シラカシ林を、「活力はよくない」の一言で切って捨てるという、粗悪なものであった¹⁹⁾。そこで、反対する会は、地質学が専門で開発災害にも詳しい和光大学の生越忠教授（当時）に、独自の鑑定を依頼した。生越教授の鑑定書は、さしあたり入手可能な文献と2度の現地調査、各地の開発災害の事例をもとに、シミュレーションの手法とはまったく異質な、事例重視の帰納的論理で書かれた点に特徴があり、住民の不安には相当な根拠があると結論づけたものであった。

「生越鑑定」では第一に、東電側の主張には、帶水層の認定や影響予測範囲に対する過小評価、予想される地下水の汲上げや降雨の浸透減少の無視、地層の不均質性に由来する地下水の複雑さへの無理解、垂直漏斗による地下水の縦移動の無視などの問題があることが指摘された。そして、類似の事例をふまえれば地下水枯渇や泉水減少の恐れは否定できず、地盤凝固剤による地下水汚染の恐れもある（それは震災時に大切な井戸の破壊につながる）とした。第二に、変電所の本体工事のみならず、地中線の設置や工事車両の走行加重によっても地盤沈下や振動災害が生じたり、崖が崩れ

やすくなる恐れがあること、第三に、都市環境の保全等の面で高い価値をもつ高野山から東禅寺にかけての樹林や池泉、そこに生息している動物に打撃を与える恐れがあることが警告された²⁰⁾。

東禅寺の住職は、東京都に文化財保護の訴えを行うなどの対抗措置も講じた。しかし行政手続きは進行して、81年11月には公聴会が開催されることとなった。反対する会では多くの会員を陳述人に立てたが、筆者も一員として地質問題を中心に問題点を論じ、建設反対の意見を述べた²¹⁾。また、反対する会の依頼により、生越教授や九段変電所裁判の原告の一人である手塚善雄氏も陳述にあたった²²⁾。その結果、陳述人の数・時間・内容のいずれをとっても、公聴会の実質のかなりは反対派が制する形となつた。

ところが、公聴会ではさきの民社党議員が委任状の束を手に推進の意見を陳述するなどしたこともあってか、建築審査会の開催を控えた82年4月の都市計画環境保全委員会において、都の建築指導部長は「近隣住民の85%は賛成だ」と発言した。そこで、反対する会は、①地下水の下流側住民を切り捨てて、「近隣」の範囲を上流側に偏して設定することは不適当だし、東禅寺の文化財的な価値は都民全体の問題でもある、②85%という根拠が不明なうえに、東電と工事業者である間組の虚偽宣伝と脅迫的手段によって迷惑料の配布とともに集められた捺印は、住民の自発的な意思表示とはいえない、③山本鑑定と生越鑑定という二つの異なる見解が存在しているのに、独自の調査もせずに「被害は起きないと思う」などと答弁する都の担当官は実情を理解していないとして、審査会あての上申書を提出した。しかし、審査会は82年4月27日のただ1回の会議で2時間ほど審議しただけで同意を与える、6月には都の許可も出るに至っ

たのである。

当該建造物は、第二種住居専用地域への建設が本来不適法なもの（しかもそれは法律上の上限である1,500 m²の床面積をはるかに超える巨大構造物）であった。それに、区議会も建設に反対しているなかにあっては、例外規定の適用についてとくに慎重に審査すべきであったにもかかわらず、きわめて安易に建設に同意した建築審査会は、厳しく批判される必要がある²³⁾。だが、ともかくこれで変電所の建設阻止は困難となつた。第一に、行政訴訟を行うには、建築審査会と同様の結論が予想される行政庁への審査請求が必要なので、無駄なことは明らかであった。第二に、現実の工事を排除するには実力行使しか道はないが、刑事事件化する恐れのある行動に住民を立たせることも困難であった。

反対する会は残された唯一の選択肢として、崖の補強や交通規制等の被害軽減措置や、被害発生時の建物保守等からなる工事協定の締結と、賛成派と同額の迷惑料の支払い交渉に活動を転換した。協定は11月に締結されたが、それを待たずに7月には整地等の準備工事が始まった。89年1月に変電所は完成し、同年には同会も解散されて今日に至っている。

(3) 建設後の状況と評価

この過程を振り返ると、第一に、変電所の用地選定や住民同意の手続きが出発時点から非民主的に行われ、誠実な対応を欠いたまま建設が強行されたこと自体に、問題があったといわざるをえない。用地を秘密裡に決めたうえで地域の顔役だけに形式的な説明をして行政手続きをいそいだこと、賛成派の組織に寄りかかる一方で反対住民を差別したこと、法改正によって原則建設ができなくなったのに計画を見直さず、但書で強行する姿勢を最初からとり、港区議

会の反対の声すら無視したこと、一定の科学性も有した住民の批判に満足に答えられなくなるや、科学的究明の姿勢すら放棄し、住民との約束も反故にして、無節操な切崩しや行政手続きに出たことなどである²⁴⁾。

建設計画には住民との争いがつきものとはいえ、東電の対応はかなり極端であった。地形・環境的には到底よいとはいえない地点であったにもかかわらず、なぜ当地でなければならぬのか、他の候補地はないのかという住民側の疑問にも、最後まで答は示されなかった。マンション建設など一般的な紛争の場合には、位置の変更や規模縮小など、住民側にそれなりの譲歩がされるのが通例だが、本件では規模縮小や掘削位置の移動などの再検討すらも行われなかつた。逆に、通常を上回るごり押しがされたのである。

第二の問題は、住民の不安がある程度的中する形で、各種の被害や環境破壊が結果的に生じたことである。九段変電所のような大規模な地盤沈下こそ起きなかつたものの、工事が始まると泥流や振動・騒音が発生したり、家屋の損傷が生じたために、反対する会がその都度苦情を間組に申し立てて、改善や補修措置が一定とられた。近隣の井戸には糸くずのような不純物も混入するようになり、飲用をあきらめる例も出た。

東禅寺の自然も破壊された。周辺では変電所の工事から数年遅れてマンション等の建設もいくつか行われたために、それらが影響を增幅した可能性も高いが、ともあれ工事が始まるとまもなく東禅寺の池に油が浮いたりベントナイト等で水が濁るようになり、湧水量も減少の一途をたどった（池の水はかつては小川となって海に注いでいたといわれ、着工前の時点でもなお1日100 m³前後が池から放流されていたが、放流量は次第に減って90年代半ばには途絶えるに至り、現在は単なる溜り水となって水位も

図表3 最大電力需要の予測と実績

(下段・万kW・上段は対前年伸び率・%)

年度	1974	1978	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	
東電管内	79年予測		(7.7) 2,738	(7.4) 2,950	(7.1) 3,169	(6.8) 3,394	(6.5) 3,625	(6.2) 3,860	(6.0) 4,099	(5.7) 4,343	(5.5) 4,591	(5.2) 4,841	
	80年予測		(0.2) 2,738	(13.5) 2,743	(6.6) 3,114	(7.2) 3,321	(6.7) 3,561	(6.6) 3,801	(6.4) 4,052	(5.6) 4,311	(5.3) 4,553	(5.0) 4,795	
	実績					3,078	(9.2) 3,363	(6.2) 3,570	(3.0) 3,678	(2.4) 3,765	(6.6) 4,012	(4.7) 4,202	
都内23区	74年予測	710	—	1,000	—	—	—	—	1,400	—	—	—	
	79年予測		(6.8) 794	(6.4) 848	(6.0) 902	(5.9) 957	(5.6) 1,013	(5.3) 1,070	(5.2) 1,127	(5.0) 1,185	(4.8) 1,244	(4.6) 1,304	
	80年予測		(0) 794	(11.6) 793	(5.8) 885	(6.3) 936	(5.8) 995	(5.8) 1,053	(5.6) 1,114	(4.8) 1,176	(4.6) 1,233	(4.5) 1,290	
港区	74年予測	58	—	—	88	—	—	—	—	—	—	—	
	79年予測		(7.0) 71	(6.6) 76	(4.9) 81	(5.9) 85	(5.6) 90	(5.3) 95	(5.0) 100	(4.8) 105	(4.6) 110	(4.4) 115	
	80年予測		(0) 71	(11.1) 79	(5.6) 84	(6.1) 89	(5.8) 94	(5.6) 99	(5.3) 104	(4.5) 109	(4.3) 114	(4.2) 119	
年度	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	
東電管内 実績(%)	(4.0) 4,370	(12.8) 4,930	(5.3) 5,190	(4.2) 5,410	(▲7.2) 5,020	(14.7) 5,760	(1.8) 5,865	(1.3) 5,940	(▲2.4) 5,796	(2.1) 5,920	(0.0) 5,925	(0.0) 5,924	(8.5) 6,430

資料：74年予測は74年12月付で住所に配布された東電資料「高輪変電所のご案内」に、79年予測は同年に住民に配布された色刷りの東電資料「高輪変電所」に、80年予測は同年に行われた反対する会の説明会において東電が配布した修正資料による。実績は、電気事業連合会ホームページの「電力統計情報」から筆者が拾ったもの。

注：1) 74年予測は、74年度のものと思われる23区と港区の実績、80年度の23区と港区の予測、85年度の23区の予測のみが断片的に記されていたものである。なお、港区については原資料ではこれと異なる数値を記載していたが、反対する会の説明会でのちにこれを東電が訂正したため、ここには訂正後の数字を記載した。

2) 79年予測の78年の値と、80年予測の78年と79年の値は実績。

3) 東電管内実績については、電事連ホームページから拾うことのできた82～01年の値のみを記載した。

15cmほど低下している)。水質も悪化して85年頃からは睡蓮やコウホネが枯れ出し、90年頃にはほぼ完全に消失して鯉の斃死も生じた。地下水の減少に伴って土壌が乾燥したためであろう、樹林の下草や灌木は枯死し、沢ガニなども絶滅してしまった²⁵⁾。

そうした点から振り返るならば、環境影響については異なる鑑定結果が対立していたことにも配慮して、徹底的な検討がされるべきであった。とくにシミュレーションの手法については、当時の公的文書でも限界が指摘されていたのである。すなわち、当時の東京都公害局の資料には、「地下水の涵養と流動の機構を正しく表現した地下水モデルは今までほとんどない」との記述がみられるが²⁶⁾、何とも奇怪なのは、その資料の評価者の座長がほかならぬ山本莊毅教授だったという点である。シミュレーションを一人歩きさせずに、生越教授が用いたような事例重視の方法を併用すべきだった

ことは明白である。

当時住民が提起した「水みち」という素人的な議論には、一定の根拠があることも今日わかってきた。それによれば、水みちという語は井戸職人の間で経験的に用いられてきたが、実際にも地下は不均質で、場所ごとに土壌への水の浸透量に大きな差があることから、この語を用いる研究者がいるという。水みちは一度形成されると固定化されて発達する性質があり、地下構造物ができるとそれに沿って集水構造が水平・垂直双方向にできて地下水を攪乱するので、この視点を導入すると事業者側に不利になる。地下環境の保全はまだ広く認知されておらず、工事では地下化がよいとする風潮もあるが、地下は「一度壊されると二度と同じ状態には復元できない環境であることを十分認識しておく必要がある」との警鐘が鳴らされている²⁷⁾。

第三の問題は、東電の電力需要予測がつ

ねに過大で、発想上も実務上も需要抑制の視点に欠けていたことである。東電が74年の説明資料で示した予測では、都区部の最大電力需要は80年には710万kWに、85年には1,400万kWになるとし、港区のそれも80年には88万kWになるとしていた²⁸⁾。ところが、オイルショックをふまえて同社が79年に行った予測は大きく下方修正されたものとなったうえに、最新の予測を示せと迫る反対する会の要求に答えて80年に示した数字は、さらに小さなものとなった。

79年と80年の予測には東電管内全体の数字も示されているので、図表3にはこれらを併記するとともに、電事連公開のデータから実績値も記した。一見してわかるように、実績は修正予測すらもかなり下回る実態にある（とくに90年代以降は伸びが鈍化しており、2003年度の同社の経営計画では、01～12年度の最大電力需要の伸びは年1.5%と予測するなど、6～7%台というかつての見通しとは完全に乖離している）。港区の実績に至っては、管内全体の伸びをさらに下回るという、顕著な乖離状況にある模様だ²⁹⁾。

このように、東電は過大な需要予測を立てては下方修正を行うことを繰り返したのであり、実績は予測をつねに大きく下回った。それからすれば、もっとじっくり住民と話しあったり、影響予測や代替地の検討を行う時間的余裕はあったはずである。それに、いくら電力の安定供給が電力会社の責務であるとはいっても、環境保全や資源保護の視点を欠いたまま、需要の増大にこたえるばかりが眞の公益性であろうか。

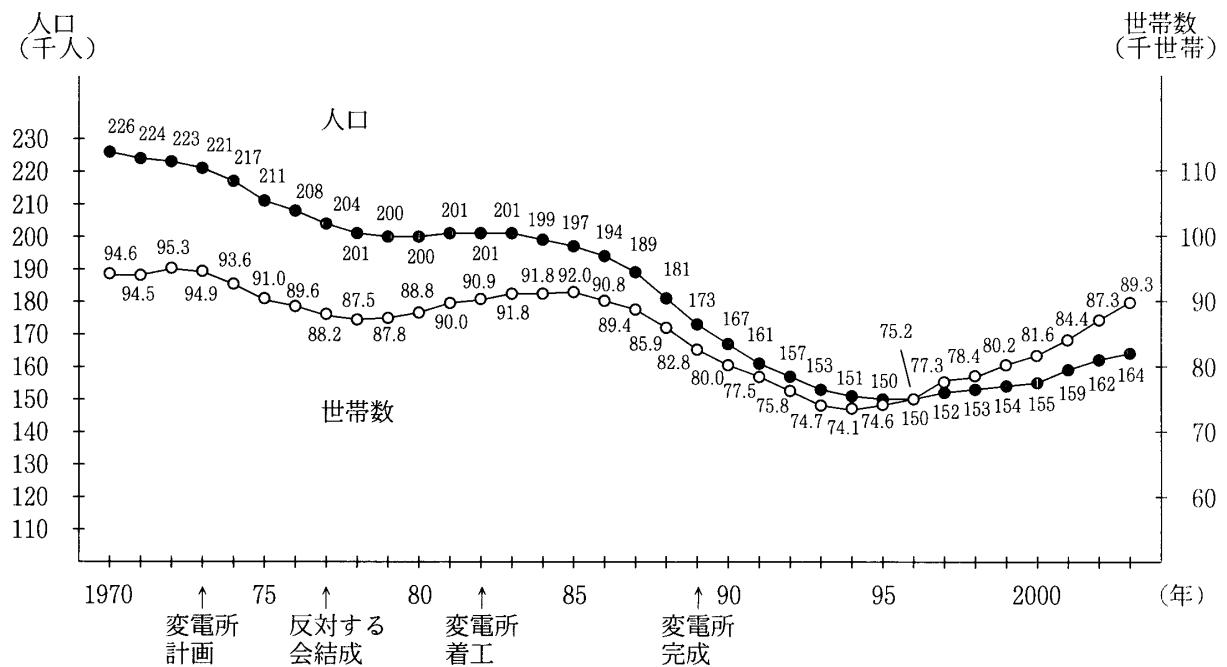
振り返れば、住民は説明会の席上で需要予測の過大さを批判するとともに、需要の抑制にこそ真剣に取り組むべきだと迫っていたのである。あれから20年を経て、風潮は開発優先の成長主義から徐々に転換しつつあるが、その点では東電よりも、住民の

ほうが時代を先取りしていたのである。むろん、電力会社は節電を呼びかけたりもしているが、後述のように他国ではピークカット契約や節電商品の普及に尽力している電気事業者もあるのに比べれば、日本の電力会社はいったい何をしてきたといえるであろうか。

第四に、東京ではその後、一極集中にともなう首都圏の肥大化と、一方での都心部のドーナツ化がますます深刻になっていったが、そのなかで当該変電所の建設がどんな役割を担ったかという問題がある。図表4に港区の人口と世帯数の推移を示した。それによると、近年の人口は回復傾向にあるものの、それまでは一貫して減り続けたし、世帯数も90年前後に大きく減少した（また、港区では毎年1～2万人程度の転入者と転出者がそれぞれあるから、単純にいえば毎年人口の1割が入れかわってきた計算になる）。また、図表5にみるとおり80年と95年を比べると、昼間人口が増加する一方で、夜間人口は大きく減少した。高輪やその近隣は夜間人口が比較的多かった地域だが、そこでも同様の変化が進行し、とくに変電所のある高輪3丁目と隣の2丁目は夜間人口の減少が著しい（あわせて、品川駅周辺の4丁目では、再開発に伴って昼間人口が急増したのが目立つ）。

以上から、地域にどんな変化が生じたかはおよそ察しがつく。折からのウォーターフロントやジオフロント開発のもとで、低層住宅がオフィスビルに変わるとともに、居住者もまた旧来の住民がはじき出されて、富裕ないわゆる高層「億ション」の所有者へと変化したのである。そして、完成した変電所はまさに、こうしてがらりと変化した地域のなかで、豊富な電力を供給する機能を担った。つまりは、地下変電所の建設は都心に残された貴重な環境を壊したばかりか、その存在自体がオフィスビル等の林

図表4 港区の人口と世帯数の推移



資料：港区住民基本台帳（各年1月1日現在）のデータにもとづき、筆者が図表化した。

図表5 高輪地区および港区の昼・夜間人口の変化

(人)

区分	昼間人口			夜間人口			夜間人口／ 昼間人口	
	1980年	1995年	1995／ 1980	1980年	1995年	1995／ 1980	1980年	1995年
高輪1丁目	5,010	4,285	0.86	5,115	4,116	0.80	1.02	0.96
〃2丁目	12,651	11,496	0.91	6,160	4,247	0.69	0.49	0.37
〃3丁目	11,553	12,012	1.04	4,691	3,467	0.74	0.41	0.29
〃4丁目	3,761	7,471	1.99	3,259	2,949	0.90	0.87	0.39
高輪合計	32,975	35,264	1.07	19,225	14,779	0.77	0.58	0.42
高輪支所管内計	78,636	73,756	0.94	53,317	42,080	0.79	0.68	0.57
港区計	706,427	849,786	1.20	200,223	144,233	0.72	0.28	0.17

資料：国勢調査（港区役所地域活動支援課照会）のデータをもとに筆者が作成した。

注：2000年国勢調査の結果（町丁目昼・夜間人口）は未公開。港区総数のみ公開されており、

昼間人口837,658人、夜間人口159,336人で、両者の比率は0.19。

立を招いて旧来の住民を追い出し、都市問題の激化を自ら招くことの一端を担ったことになる。

東禅寺周辺では、変電所の建設に続いて90年前後からマンション等も多数建設されるようになり、さらに現在は北西300mたらずの所で、地上154mにも及ぶ超高層ビルの建設も行われるなど（共同住宅と店舗からなる地上47階・地下1階の建物。主体は長谷工で05年9月完成予定）、東禅寺の水と緑は風前の灯となっている。元来、この一帯は多くの寺院と大名屋敷があつて戦災を逃れたために、近年まで緑環境が守られてきた所である。農業経済を専攻する筆者は、農地保全にあたって面的な対応の必要性を痛感しているが、都市緑地の保全においても、面的な開発規制を厳格にかけるべきである。それに、港区の人口は近年回復傾向にあるとはいっても、もともとの住民を追い出しておいて、別に富裕層を受け入れるようなやり方が、眞の地域再生といえるであろうか。

都心では今、「都市再生」の名のもとに容積率を緩和するなどして超高層ビルが続々と建てられている。品川駅周辺はその典型にあげられる一方で、かかる都市開発の手法には、住民自治や環境面で問題があるのみならず、現実には空室率が高まる傾向にあるので、経済的にも破綻するとして反対する識者の声がある³⁰⁾。地域の資源と環境のキャパシティには限界があるから、こうした「環境容量」の枠内で都市設計をすべきだという主張もある（具体的には、東京の電力供給は限界に達しつつあるから総量規制をすべきであり、地上と地下の大規模な再開発は極力抑制すべきだとされる）³¹⁾。建築家サイドからも、都心定住型の東京を再生するには、地下水や緑などの環境を重視せよとの声がある³²⁾。

それらもふまえてみると、東電が当

時主張していた公益性とは、所詮は普遍性も将来世代への配慮も欠いた、成長願望の所産でしかなかったのではないか。同時に、地域住民の視点よりも、営利の対象として都市再開発を強く欲していた、ゼネコン等の企業やその代弁者、一部の富裕層の視点に著しく傾斜したものでしかなかったのではないか。そして、今日の誤った「都市再生」の先鞭をなす役割を果たしたのではないか。筆者はいま改めて、かかる疑問と批判を抱かざるをえない。

3. 電力改革論議と経済民主主義

(1) 電力自由化論の特徴と問題点

さて、電力事業については昨今、自由化をかけ声にした改革論議が活発化している。すでに部分的な規制緩和も始まっているが、上の事件で住民側が求めたような、電力事業への市民・住民意思の具体的な反映という問題は、そこではどう扱われているのだろうか。あるいは、民意をより直接的に反映しうるような電力事業に向けて、どのような試みが行われているのだろうか。

近年の電力自由化論は、料金の引下げを軸に主張されている点に特徴がある。地域独占による十電力体制と、コストを料金にそのまま転嫁する総括原価方式によって「わが国の電気料金は世界で最も高い」ものになっているから、「規制緩和により企業間の競争を導入し、電気料金の引き下げや、サービスの向上をはか」って、「合理化のメリットを最終消費者に還元す」べきだという議論である³³⁾。経済の再生を求める立場からも類似の主張があり、たとえばOECDによる日本の規制改革計画では、経済の低迷は市場ニーズから乖離した経済構造によるとの認識に立ち、OECD加盟国中で最高水準にある電気料金が日本経済の足を引っ張っているとして、電力事業への競争原理の導入を求めている³⁴⁾。

実際にも、95年には31年ぶりといわれた電気事業法の改正で、①卸電力事業の自由化（一般企業が発電した電力の電力会社への入札による卸販売）や、②特定電気事業の自由化（大規模再開発地等における一般企業による電力の直接供給）等が行われ、2000年の法改正でも、小売の規制緩和（新規参入者や他地域の電力会社による2,000 kW以上需要者への供給自由化）がなされた。しかし、依然として小口需要者は除外されており、新規参入も電力会社に支払う託送料が高くて進まなかったために、さらなる自由化の方向が決められた。それは、家庭部門も含めた電力の「全面自由化」を行う一方、発電と送電の分離は見送るというもので、電力会社が前者を受け入れるかわりに、実質的には大きな効果を持つ発送電分離を阻止したとみられている。そこで、かかる改革の有効性を疑問視したり、不透明な議論の過程を批判する声が早くもあがっている。

ところで、電力の自由化に火がついたのは、一般には90年代に入って内外価格差が問題になってからと見られているようだが³⁵⁾、じつは原発問題と関連して、80年代初頭からそれとは異なる視点で議論がされていた経緯がある。たとえば、室田武は他の発電方式よりも高コストな原発に電力会社が熱心な背景には、独占体制と総括原価方式があると述べ、一方では環境にやさしい農協等の小水力発電が不利な立場に置かれているとして、エコロジーの立場で電力事業への自由競争の導入を主張していた³⁶⁾。アメリカでも、当初の規制緩和は一般的な規制緩和論と環境派の議論が合流することで、自然エネルギーの育成を重視しながら発電部門を中心に自由化がなされたといわれる（カーター政権下でのPURPA法による分散型電源の育成、ピークロード料金の採用等の環境的視点もふまえた公益事業委

員会の対応など）³⁷⁾。

そこで、日本の脱原発の市民グループなどは、電力自由化の流れは歓迎しつつも、実態は価格の引下げやビジネスチャンスの拡大など企業の論理に偏っていて、需要抑制や自然エネルギーの育成、消費者の電源選択権が置き去りにされていると批判している³⁸⁾。日弁連のように、エネルギー消費の削減、託送を含む電力事業の規制緩和、自然エネルギーの買取り制度化、プルトニウム利用と原発への政府援助の停止を基本に、エネルギー政策の基本法を制定せよと提言する例も現れた³⁹⁾。こうしたなかで、2002年には「エネルギー基本法」と「新エネルギー法」が制定されたが、これらに対しても市民グループは厳しい評価を下しており⁴⁰⁾、研究サイドからも、「このままでは一般消費者にはエネルギー源の選択権のない『業界の自由化』になる公算が強い」として、送電部門の中立化と、単純な自由化では対処できない問題への配慮（安定供給の整備や自然エネルギーの育成策）を求める声が出ている⁴¹⁾。

このように、昨今の電力改革論議はもっぱら価格の引下げの枠組みで論じられていて、環境への配慮やエネルギーの質に関する消費者選択の問題が看過されているのは、大きな問題と思われる⁴²⁾。また、筆者はそれに加えて、市民サイドにおいても認識の不十分な問題がもう一つ残されているようと思う。それは、公益事業の代表にもあげられる電力事業とは、そもそもいかなる事業主体によって担われるべきかという点である。

たとえば、環境問題によって電力需要の抑制が必要になってきているとするならば、需要抑制に最も有効に対処しうる事業主体とはいがなるものかが、吟味される必要がある。また、原発の是非がエネルギー供給上の大きな争点であるならば、その世論動

向を直接に反映するうような構造を、電力事業の担い手自身がもつことが望ましい。つまりは、電力という商品の単なる選択権の次元をこえた、電力事業体そのものに対する民主的コントロールの向上策こそが議論されるべきなのである。

(2) 市民参加によるエネルギー事業

本論の冒頭で述べたように、筆者はさきに、公益事業では事業主体への民意の直接的な反映がとくにはかられるべきだとして、企業形態についての問題提起を行った経緯がある。具体的には、株主による一株一票の運営原則を採用し、法人大株主が支配的な力を行使している株式会社よりも、自然人を中心とする組合員の一人一票で運営される、協同組合のほうが望ましいとするものである⁴³⁾。

協同組合が電力を供給するなどという、空論のように思われるかも知れない。だが、電力事業の担い手は国によって多様であり、公社や協同組合が電力事業の一部を担うことで、需要の抑制や自然エネルギーの活用がはかられている海外の事例が、すでに邦語文献でも少なからず報告されている。

比較的よく知られている例に、アメリカ・カリフォルニア州のサクラメント電力公社がある。契約消費者は47万人で、従業員の規模は四国電力に匹敵するが、住民投票で直接に選挙される5～7人の理事が運営するという、民意の直接反映がはかられている点に特徴がある。公社では、自前の電源確保の必要と当時の安価な建設単価にひかれて、75年に原発の運転を開始したが、直後からトラブルに見舞われて料金が上昇し、経営も悪化した。それを背景に経営紛争が生じたが、89年に原発を閉鎖するとともに、省電力製品や断熱対策の普及、植樹によるエアコン効率の向上、太陽光発電の普及などをとおして、再生がなされたという事例

である⁴⁴⁾。

カリフォルニアは、農村部に低成本の電力を共同購入するための電力協同組合が普及していて、25万人が加入している点でも知られる⁴⁵⁾。ドイツのグリーンピース・エナジーのように、自然エネルギーを共同購入するための新しい協同組合も報告されているし⁴⁶⁾、自然エネルギーを軸にした協同組合としては、デンマーク農村部の風力発電協同組合が実績を有する。デンマークは、原発をもたずに自然エネルギーを積極的に導入してきたが、97年末時点での110万kWに達する風力発電のうちの、ほぼ半分が協同組合所有である⁴⁷⁾。同国における70年代の風力発電の大半は個人有だったが、政府の分散型エネルギー促進政策と、既存の協同組合の大型化のなかで新たな方向を希求していた人々の協同運動とが重なり合って、80年代～90年代初期に協同組合が主流となり、既存の協同組合運動の外側で発展したといわれる⁴⁸⁾。

日本でも、協同組合で自然エネルギーを普及しようという動きが活発化してきた。嚆矢としては、90年頃に大阪府の市民が「豊中村エネルギー協同組合」（ただし実態は任意組織と思われる）を結成し、資金を出し合って1kW程度の太陽光発電を民家に設置するなどの動きがあったが⁴⁹⁾、本格的なものとしては、北海道の生活クラブ生協を母体とした風力発電がある。同生協は99年に、希望者の家庭で通常料金に5%を上乗せしながら電気料金を生協が代理徴収することによって節電意識を浸透させるとともに、上乗せ分で自然エネルギー基金を造成する活動を開始した。それは、NPO法人「北海道グリーンファンド」の設立をとおして、組合員外も含む1,300名の基金造成活動に発展した。そして、同NPOの1,000万円の基金に、個人や法人を加えた約2億円の出資を加えることで株式会社が

設立され、これが1,000kW出力の風車を浜頓別町に建設して、01年に運転を始めた⁵⁰⁾。

とはいっても、この事例は協同組合そのものによる発電事業ではないし、作られた電力も北海道電力に売電されていて、生協組合員自身による消費が実現しているわけでもない。そこで、協同組合によって真正面から自然エネルギーの自給をはかるとの議論も、改めて出されている。一つは、エネルギー自給のための、風車を利用した電力協同組合の提案である。実現には電力の小売規制の緩和が必要になるが、利潤を目的としない相互扶助組織である協同組合にふさわしい事業であるうえに、電気料金も安くなると論じられている。もう一つは、農協を起点にしながら、農協法の枠内でも可能なバイオマスや風力・小水力などの活用をはかるとの提案である。エネルギー問題と経済民主主義の結合という新たな領域で、協同組合の機能發揮を提起するものとして注目される⁵¹⁾。

一方では電力会社も、2000年に「グリーン電力」制度を創設した。これは、消費者が電気料金に一定額を上乗せして支払い、それに電力会社の負担を加えることで自然エネルギー施設への補助を行うものだが、実際には普及していない。上乗せ分の具体的用途が不明確で、市民参加の手法にも欠ける点に問題があるようで、「自分が直接事業に参加できるという満足感や、いかに透明なルールに沿って基金が運用されているかが判断材料」になるから、「電力会社が直接基金を集めめる形より、地域で信頼される市民団体や、個人の屋根に直に実物をつける方が、成功につなが」と市民サイドは批判している⁵²⁾。

(3) おわりに

もっとも、自然エネルギーをめぐっては反原発派の中にも批判があり、主な論点は

米・カーター政権のブレーンだったA.ロビンズの「ソフト・エネルギー・パス」論との関連で、すでに80年代に提出されている。具体的には、①エネルギー密度の低い自然エネルギーにはエントロピー論的な限界があるし、固有の環境影響もあるから過大評価はできない、②消費削減にも取り組まないと、合成の誤謬や迂回生産によってエネルギー消費の総量は増える可能性がある、③自然エネルギーと原発とは排他的とはいはず、それが原発の単なる補完として取り込まれる危険もある、などである⁵³⁾。筆者もこれらの点には注意が必要と考えるが、本論では、エネルギー事業の主体のあり方についての考察が従来乏しかったことを、あわせて指摘しておく。

エネルギー事業の転換の道筋をめぐっては、国レベルの政策変更の重要性を主張する議論がある一方で、住民自らの責任の自覚が大切だとして、それを促進しうるような分権化を求める議論もある⁵⁴⁾。だが、實際にはこうした個人と国や社会との間にはエネルギー事業の主体である法人があって大きな力を有しているから、両者の媒介項をなしている法人のあり方が、鍵になる場面も多いのではなかろうか。筆者が電力事業改革をめぐって、経済民主主義的な事業者像を重視するのは、そのためにはかならない。

さらにいえば、電力事業論へのかかる視点の導入は、「公益」観の修正にも及ぶであろう。たとえば小松隆二是、電力等の公益事業は市民生活に不可欠ではあっても、不可欠なものは他にあるし、それが営利追求のもとで営まれていることや、公益代表委員などが中立的とは言えない人も含めて、しばしば市民の関与ぬきに選出されていることを批判する。そして、「公益」という語が「公益事業」のような形で使われてきたこと自体に問題があるとし、それに

替えて、営利を追求する資本の論理・市場原理とは対極の位置にある、「世のため人のための利益」を基準にせよと論じている。彼が注目するのは非営利の活動や組織であり、自然や人間に対する愛情や共感である（具体的には、環境それ自体に公益性があるとして、環境への配慮が公益性の条件だとする。また、官の力によったり反対派を力で押さえこむ強引なやり方は公益的ではないとして、全国民が事業や制度の管理・運営に参加できる機会の保障と、実質的な合意形成を重視している）⁵⁵⁾。

こうした提起は、協同組合論や非営利組織論の新たな動向とも関連してくる。従来の議論では、協同組合とは経済的弱者が協同することで、市場での地位を向上させるための組織と考えられてきたが⁵⁶⁾、かかる枠組みを超えて、経済民主主義の担い手として協同組合を認知する動きが出てきていることは既述の通りである。一方では、非営利組織と営利組織の区分についても、利潤分配が禁止されているかどうかだけで見る通説に批判が出されている。論者は、ヨーロッパで近年議論されている「社会的企業(social enterprise)」を参考に、組織と事業の自立性と継続性、明確な目的としてのコミュニティへの貢献、市民グループによる設立と利害関係者を包含する参加、資本所有を基礎としない意思決定と限定的な利益分配などの諸特徴から、組織を分類することを提案している⁵⁷⁾。

ともあれ、このような新しい「公益」観もふまえて変電所問題を振り返ってみると、東電の実態は「公益」の名に値するとは到底いえない。そして、電力事業のような分野においてこそ、かかる批判にも耐えうる仕組みと実態を有した事業体が想定されねばならない。それはおのずと、株式会社よりも協同組合や非営利組織に近いものになるだろうというのが、筆者の結論で

ある⁵⁸⁾。

(注)

- 1) 内橋克人『共生の大地』岩波書店, 1995年, 228頁。奥村宏『無責任資本主義』東洋経済新報社, 1998年, 217頁。西川潤『人間のための経済学』岩波書店, 2000年, 11章。
- 2) たとえば、繩田栄次郎『公益産業論序説』千倉書房, 1986年, 第1-3章では、公益事業の代表に電力事業をあげつつ、公益事業の概念を詳細に検討している。
- 3) 劍持一巳『ルポ・原発列島』技術と人間, 1982年, 鎌田慧『原発列島に行く』集英社, 2001年などでは、電力会社が行政と一体になつたりブローカーを使うなどして、住民に隠れて用地買収をする、脅迫じみた強引な買収交渉をする、着工の見通しもないうちにPR館を建てて既成事実を作る等の、各地の実態がつぶさに描かれている。
- 4) 柴田鐵二『原発国民世論』ERC出版, 1999年。
- 5) 拙論『協同組合の時代』日本経済評論社, 1994年, 187-199頁。
- 6) 研究論文では、拙論「原子力災害と食料・農業問題」『茨城大学地域総合研究所年報』第34号, 2001年。同「原子力施設の立地と地域農業」『茨城大学政経学会雑誌』第72号, 2002年など。社会的発言としては、記事「脱原発のすう勢直視を」茨城新聞1999年12月11日号。記事「農家・消費者の連携願う」毎日新聞2001年7月30日号など。
- 7) 拙論「『SAVE芦浜基金』活動の研究」『茨城大学人文学部紀要・社会科学論集』第38号, 2003年。
- 8) この問題について、筆者はかつて拙論のなかで断片的に触れた経緯があるが（「祝典のなかの彷徨——協同組合の150年」『評論』日本経済評論社, 1995年3月号。拙論「私が『産消混合型協同組合』にこだわる

理由」『生活協同組合研究』生協総合研究所、1997年9月号), 事件と運動の全貌を記録したものとしては、本稿が初出と思われる。

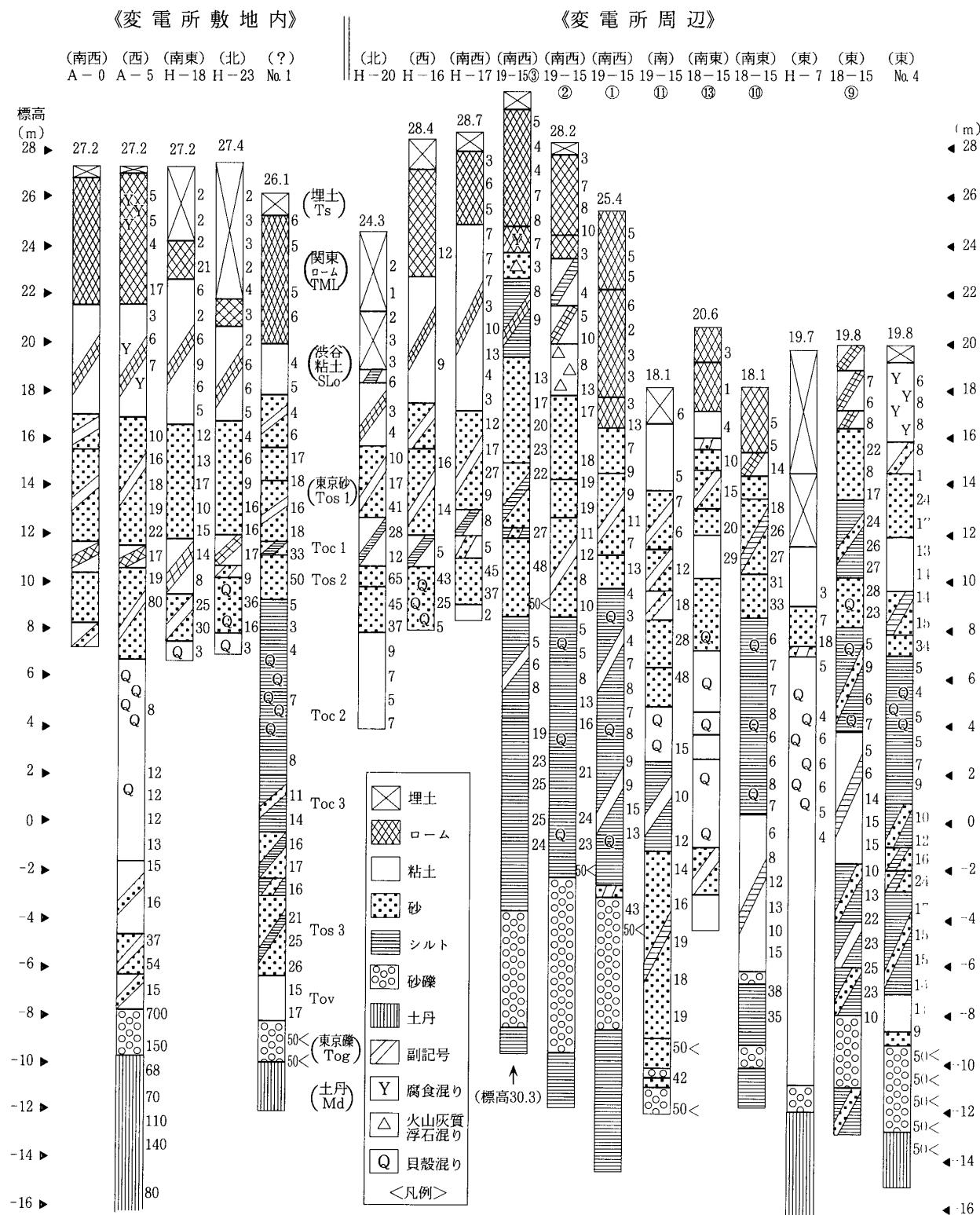
- 9) 地下7階構造で延面積1万9,000m²。主要変圧器は電圧275／66kV・容量30万kVAが3台、66／22kV・6万kVAが3台。従来、港区の電力は高輪同様の超高圧変電所である青山の城南変電所と、南新橋変電所を中心に供給されてきたが、需要増大にこたえるには高輪変電所が必要とされた。高輪と同規模の超高圧変電所は、都内では城南のほか、豊島、新宿、世田谷、池上、日本橋、九段の各変電所が稼動中ないし建設中であった。概要は主として、東電「高輪変電所工事の概要」(住民配布資料), 1977年9月。東電「高輪変電所」(色刷りの住民配布資料。発行年月は不記載だが、1979年頃と思われる)による。
- 10) 当初東電が住民に配布した資料では、この変電所は「地下を利用して設置いたしますので、日照等による影響は殆んどありません」とし、地下災害についてはわずかに「地下掘削に先立ち地下建物周囲に低騒音、低振動工法による山留壁を施工し、地盤沈下により、隣接建物へ影響を及ぼさないようにいたします」と述べるのみであった(東電「高輪変電所新設のご案内」(住民配布資料), 1974年12月)。
- 11) この辺の詳細は、早川和広「東京電力——“宙に浮いた”地下変電所の怪」『宝石』光文社、1979年3月号で報道された。
- 12) 変電所着工までは、東禅寺の池には睡蓮やコウホネが旺盛に繁茂し、湧水地点にはサワガニが、樹林にはリスが生息していた。また筆者自身、60年代後半から70年代にかけての幼少時に、東禅寺で20種類をはるかに超える蝶を探集した記憶がある。
- 13) 著者・題名・発行元・発行年月不明の鑑定書(ただし、法政大・遠藤六郎氏が76年

にまとめたといわれる)。なお、当時の東禅寺住職は当時、遠藤氏から直接、「泉水の4分の1は減水し、変電所下流側の地下水は枯渇する」と言わされたという。

- 14) 11) に同じ、304頁。なお、それにもかかわらず東電がこの用地に固執するのは、東電と特定のゼネコンとの間に癒着があるからだと、同記事は批判した。
- 15) 79年にはスリーマイル島事故が起きるとともに、日本でもエネルギー収支分析やエントロピー論・資源論などの立場で新エネルギーの有効性を批判する声が出ていたので(星野芳郎『エネルギー問題の混乱を正す』技術と人間、1978年。室田武『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済新報社、1979年。樋田敦『エネルギー・未来への透視図』日本書籍、1980年など)，住民はそれに学びつつ問題を提起した。
- 16) 東電は、80年10月7日の確認書において、「お宅の電気器具がふえるにつれ、電気の設備もふやしていかなければなりません」「94%までが生活関連需要です」「港区の電気の特徴は、一言でいえば暮らしに身近な電気」というパンフレットの表現を、「適切とは言いがたい表現でありますので削除します」とした。
- 17) 東電の九段変電所は高輪同様、275kVの超高圧の地下変電所で、最下層は深度36m、容積は高輪の3分の2程度。工事に伴って1年間に当該変電所の容積の5倍近くに及ぶ42.5万t(最大時には月間9万t)の地下水汲上げが行われて周囲に被害が出たため、80年7月に10名余りの住民が、総額2億3,000万円余の損害賠償を求めて提訴した(東京地裁民事第12部・昭和55年(ワ)第7696号損害賠償請求事件訴状(1980年7月22日)，ならびに同事件被告側準備書面(1981年10月7日)による)。
- 18) 水資源開発研究会「高輪(変)新設工事に伴う環境影響評価(地下水)報告書」，

- 1979年12月、16頁。
- 19) 18) に同じ。「第2回緑の国勢調査」は、東京都「第2回自然環境保全基礎調査・特定植物群落調査報告書」、1978年（そこでは、樹林に活力がないとの指摘はないのみならず、野鳥の生息保護や湧水維持を積極的に提言している）。以下に述べる住民側の鑑定を行った生越忠氏は、その著書のなかで、名貸し行為やデータ改竄をつうじて各地の開発公害に加担し、氏と何度も対立してきた御用学者の典型として、山本荘毅教授なる例を詳しくあげて糾弾しているが（生越忠『悪用される科学』三一書房、1981年、172-186頁），この「山本鑑定」の主査こそ、ほかならぬその人物であった。なお、生越鑑定は「遠藤鑑定」にも疑問を呈しているが、古い地形図の分析や透水係数の実測値をふまえて、地層の不均質性にもふれつつ論じたという点では、「山本鑑定」よりも「遠藤鑑定」のほうが、まだしも現実的・良心的であったと筆者は思う）。
- 20) 生越忠「東京電力高輪地下変電所の建設工事によって発生が予想される地下公害および地盤災害などの諸問題について（鑑定書）」『開発と公害』第14号、オリジン出版センター、1981年6月所収。同鑑定書では補足的に、堅硬な地層と軟弱な地層が重なりあっている当地の「サンドイッチ地盤」の実態や東京礫層の薄さからみると、地震時の構造物の耐震性や、安定した支持層の有無にも疑問があるとした。
- 21) 筆者提出の論点は次の通り。①東電が提出した値と遠藤鑑定の値には違いがあり、改竄の可能性も含めてボーリングデータの信憑性に疑いがある。②山本鑑定ではTos-1層の透水係数は 1×10^{-3} cm/secと算出したが、遠藤鑑定の実測値は $(2 \sim 5) \times 10^{-3}$ cm/secで、実測値と異なる結果が出たシミュレーションは無効だ。③山本鑑定は水を汲上げない前提で計算しているが、九段変電所の例からすれば前提に疑問があるし、影響の及ぶ範囲がおのずと狭くなるような恣意的前提によっている。④山本鑑定は地層が均質とする前提に立った計算だが、附図1のとおり実際の地層は非常に複雑だ。⑤山本鑑定・遠藤鑑定とも、本体工事のみを問題にしていて地中線の影響を看過している。東電は、桜田通りの地下4m地点から変電所まで水平に、シールド工法で外径4.4mの地中線を渋谷粘土層に設置するというが、附図1から推測すると当該標高15~20m地点には重要な透水層（Tos-1）もあり、その相当部分を遮断することになるから、地下水が迂回できなくなる。⑥山本鑑定は変電所下流側の向斜・背斜構造を無視しており、これも考慮すれば地下水の迂回はより困難となる。⑦東電は表層の自由地下水の横移動はほとんどないとするが、近隣の地下災害の例からすれば、自由水の横移動も一定あるとみるべきだ。
- 22) 住民の代理人として陳述した生越教授は、「東禅寺を含めた文化財ともいべき自然是都民や国民全体の財産だ」としたうえで、東電が同一地点で異なる地盤データを出していること、遠藤鑑定と山本鑑定で東禅寺の泉水の供給源に関する見解が違うこと、掘削現場に出た水は汲出すと東電は言明していること、地層を均質に見立てた予測は実態にあわないことなどをあげ、「シミュレーションよりも、類似の工事で地下災害がどう起きたかという経験に学んだほうがよほど確かな予測ができる」と述べた。そして、「この程度の大きな地下工事をしたら地下水が枯れないほうが稀なので、他で地下水枯渇も地盤沈下もなかったという証拠を一ついいから持ってくるなり、ここに限って絶対ないことを証明すべきだ」と陳述した（東京都都市計画局建築指導部「東京電力高輪地下変電所建設に係る公聴会記録」、1981年11月19日）。

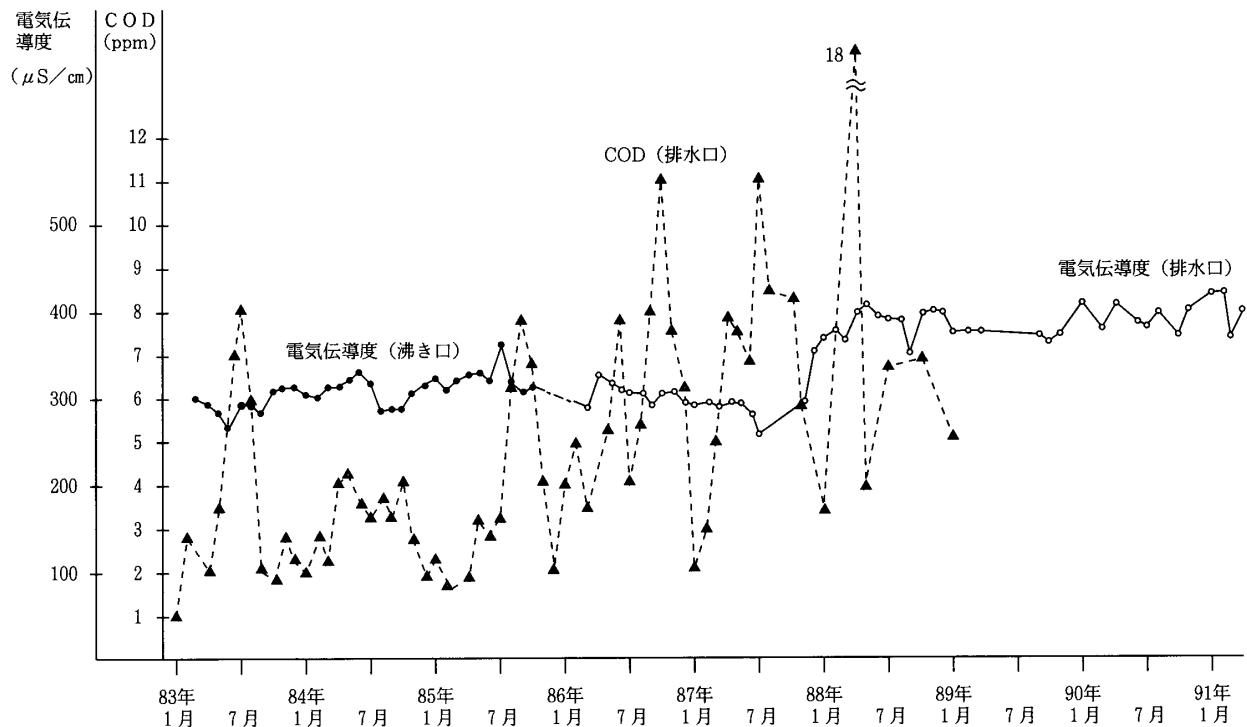
附図 1 高輪変電所周辺の土質



資料：東電が「反対する会」に提出したデータと、東京地盤図による。

注：丸数字のものは、東京地盤図。他は東京データ。柱状図の右の数字はN値。位置はそれぞれ図表2の各番号に対応。No.1は不詳だが、★付近と推測される。A=0はN値不記載。

附図2 東禅寺の池水のCODとEC（電気伝導度）の推移



資料：電気伝導度は（株）アグネ技術センターが、CODは間組がそれぞれ測定して、反対する会に提出したデータによる。

注：電気伝導度（EC）は当月の平均値。なお、電気伝導度は86年に測定地点が移動された。

なお、山本鑑定は東禅寺の池の水源について、「直接降雨によって供給されるほか、降雨の後の表面流出によって供給されていると考えられる。また、池の底からの地下水湧出は、常時、行なわれているはずであるが、この量は必ずしも大きくはない」（6頁）とした。たが、別のマンション建設に付随して大日本土木が82年に行った池の水質調査では、関東ローム水と東京砂層水の混合割合が4対6ないし3対7で被圧地下水が主と判明したし、（株）アグネ技術センターの水質調査でも、泉源の一つである崖からの落ち水より池央付近の湧出量が多いことがわかった。加えて、山本鑑定は池への湧出量を一日数10m³以下としていたが、82年に間組が調べたところ、実際には放流水だけでも100m³前後あった。山本鑑定は当初から前提を完全に誤っていたのである。

23) 当時の反対する会の会長（河野暉二弁護士）

によると、この前年度の審査会にかけられた案件を調べたところ、住民側の主張が認められた例は1件もなかった。同会長は回顧して、この審査会は行政庁が意のままに操れる「学識経験者」をもって組織し、行政庁の事実上の隠れ蓑としている機関にすぎないうえに、後述の審査請求制度も司法的救済を阻害するものだと断罪している。

24) その結果、住民間の亀裂も拡大し、東禅寺の池に廃油が夜間投棄されて警察沙汰になる、反対する会の会長宅に脅迫状が届く等の陰湿な事件も起きた。

25) 附図2に示したように、間組が行った東禅寺の池の水質検査によると、夏場以外は2～3 ppm程度だったCODは、85年の夏以降は常時5 ppm前後となり、87年以降は5～10 ppmが常態となって18 ppmというドブ並の数字も記録するに至った。また、反対する会の依頼を受けて（株）アグネ技術セン

- ターが行った水質検査でも、①当初6オーダーだったPHが微増して91～92年と94年～95年には7.3～7.8となる、②当初300μS弱だったECが上昇して88～91年には350～400μSとなる、③86年にSiが、88～89年にCaが著しく増加するなど、湧水量の減少とコンクリート成分の混入を示唆するデータがみられた（大日本土木の測定では、東京砂層水と関東ローム層水のECはそれぞれ266と365μSであったから、池水のECの上昇は、その主要源である東京砂層水の枯渇を暗示するものといえよう）。
- 26) 東京都公害局「地下水収支調査報告書」1980年3月、28頁。
- 27) 水みち研究会『井戸と水みち』北斗出版、1998年、3頁、166～186頁（引用は171頁）。それからすると、公聴会で生越教授が「専門家よりも地元住民の感覚のほうがよほど当たっている例がたくさんある」と述べ、九段変電所裁判の手塚原告が「地下はいわば生き物である」と述べたのは、まさに至言であった。筆者もまた、地下開発促進論については、のちに同様の立場で批判した経緯がある（拙論「地下都市に未来なし」『朝日ジャーナル』朝日新聞社、1987年2月6日号、104頁）。
- 28) 同資料では港区の数字を170万kWとしていたが、後の反対する会の説明会で、これは港区周辺の需要も含めた数字だとして、口頭で本文のように訂正した。
- 29) 2003年度東電経営計画は、2003年3月27日プレスリリース（同社ホームページ掲載）による。なお、2003年春の本論執筆の準備段階で、筆者は東電への照会によって、高輪変電所の仕様、管内・23区内・港区の最大電力需要実績の推移、現在の港区の電力供給体系などのデータを得ることができた。しかし、同社はこれを秘密として他に開示しないことを筆者に求めたため、本論ではこれを活用することができなかった。
- 30) 五十嵐敬喜・小川明雄『「都市再生」を問う』岩波書店、2003年。
- 31) ソーラーシステム研究グループ『循環都市へのこころみ』日本放送出版協会、1994年、146、151、159頁。
- 32) 河原一郎『地球環境と東京』筑摩書房、2001年は、東京は日本最大の歴史的遺産だとしたうえで、中世から江戸期の生態学的循環と生活様式を見直して、水と緑を重視した都市を住民主体で創り出すこと（地上の施設だけでなく地盤や地下水などからの東京の見直し、首都圏全体の水循環システムの再生や崖線の緑の回復、東京圏の人口抑制の一方での、都心への住民呼び戻しとコミュニティ再生など）を提案している。
- 33) 石黒正康『電力自由化』日刊工業新聞社、1999年、2頁、39頁。
- 34) OECD『成長か衰退か』山本哲三訳、日本経済評論社、1999年、第5章。
- 35) 33)に同じ、21頁。
- 36) 室田武『原子力の経済学』日本評論社、1981年、第2章、第6章。
- 37) 小林健一『アメリカの電力自由化』日本経済評論社、2002年、第1部。もっとも、80年代後期以降には送電部門を中心とする一般的な規制緩和論が強まって再生可能エネルギーの育成は後退したが、環境問題については別に規制もされるようになったと同書は論じている（同書、第2部）。
- 38) 北海道グリーンファンド『グリーン電力』コモンズ、1999年、第6章。勝田忠広「電気事業分科会にみる電力自由化の見通し」『原子力資料情報室通信』342号、2002年11月。
- 39) 日本弁護士連合会『孤立する日本のエネルギー政策』七つ森書館、1999年、第5部。
- 40) 前者の法律には、規制緩和が不十分で原発推進の意図が隠されている等の批判がある。また後者は、自然エネルギーを発電事業者に有利な価格で電力会社に買い取らせ

るべく、市民グループが立法化を求めた経緯があるが、法の成立過程で著しく骨抜きにされたと批判されている（勝田忠広「市民参加の可能性を閉ざすエネルギー法制」『原子力資料情報室通信』337号、原子力資料情報室、2002年6月。自然エネルギー促進法推進ネットワーク『自然エネルギー100%コミュニティをめざして』かもがわ出版、2002年、第1部）。

41) 37)と同じ、終章。引用は250頁。

42) なお、前掲の石黒著では電力の「質」の問題にもふれてはいるが、それは停電頻度や周波数変動の問題に限られている。また、同書の立場は原子力については中立だとしたうえで、高コストな原子力の扱いの如何は、必要なら国の政策を通じて保護すべき話であり、事業者とは切り離して論じるべきだとしている（33）と同じ、71-73頁）。

43) 5)と同じ。

44) 長谷川公一『脱原子力社会の選択』新曜社、1996年、第1-3章。

45) デボラ・シュタインホフ「カリフォルニアのエネルギー危機と電力協同組合の役割」『生活協同組合研究』、2001年12月号。

46) 環境団体グリーンピースの考案によるもので、原子力を含まない自然エネルギーを中心の電力を、1万3,000人に供給している（40）後者の文献に同じ、91-92頁）。

47) 飯田哲也『北欧のエネルギーデモクラシー』新評論、2000年、第7章。なお、同国では将来、電力の5割を風力発電にすることを目標にしている（同書、166頁）。

48) 中久保邦夫「風力発電と協同組合的所有」『経済情報学論集』第17号、姫路獨協大学経済情報学会、2003年。ただし、風力発電が採算のよい投資先となつたことや協同組合の税制上の不利などから、近年は再び個人化しているようである。しかし、同国の電力に占める風力発電の割合が1割に達するなかで、協同組合形態は稼動数で全体の

42.8%，発電量で27.8%という重要性をもつていると彼は評価している。

49) 井田均『カリフォルニアに発電風車が多い理由』公人社、1994年、219-220頁。記事「太陽光発電半年の経験から」『反原発新聞』1990年6月号、反原発運動全国連絡会。なお、類似の小規模な「市民共同発電所」は現在全国に20ほどあるという（自然エネルギー推進市民フォーラム『よくわかる自然エネルギー』合同出版、2002年、148頁）。

50) 鈴木亨「市民風車とグリーンファンド」『環境社会学研究』第8号、有斐閣、2002年。

51) 滝田隆夫「夢のある風車を協同組合で」『土と健康』2000年8月号、日本有機農業研究会。同「風車による電力協同組合の提案」『クリーンエネルギー・レポート』第2号、クリーンエネルギー・フォーラム、1998年。佐藤喜作「新世紀の新エネルギーを協同組合で」日本協同組合学会2002年度大会・個別報告要旨、2002年10月。

52) 40) 後者の文献に同じ、92-101頁（引用は100頁）。長谷川公一「環境運動と環境政策」同編『環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣、2001年、21-24頁。

53) 批判の代表例として、梶田敦『石油文明の次は何か』農文協、1981年、第3章。15) の室田に同じ、第4章。室田武「水と土に根ざす文化に向けて」長洲一二編『ソフト・エネルギー・パスを考える』学陽書房、1981年。『週刊東洋経済』臨増近経シリーズNo.53の、室田論文と室田・ロビンズ夫妻鼎談、1980年。吉岡斎『テクノトピアをこえて』社会評論社、1982年、第2・4章。

54) 順に、田瀬祐子「エネルギー政策の転換と市民参加」。小池浩一郎「バイオエネルギーからみた社会認識の潜勢力」。ともに『環境社会学研究』第8号、有斐閣、2002年。

- 55) 小松隆二『公益学のすすめ』慶應義塾大學出版会, 2000年, 45-46, 50-56, 83, 154頁。
- 56) 協同組合の本質論は5)に同じ, 第4章。
- 57) 塚本一郎「非営利組織研究と協同組合研究との関連に関する一考察」。山口浩平「社会的企業という概念をめぐって」。ともに『生活協同組合研究』2002年10月号。
- 58) むろん, 近年の農協グループの食品偽装事件等のように, 協同組合にも問題はあるし, 企業形態の如何は絶対的な違いではない。しかし, 企業形態の違いによって生じる相対的な差に着目して, 法人形態を具体的に取捨選択することは必要であろう。